

# 市政トピックス

## 令和6年度採用 市職員の募集

詳細 ①～⑨行政監理室 (32)6182 ⑩消防本部総務課 (84)5017  
※平日8時45分～17時15分



- 対象** 各職種とも全ての要件を満たし、令和5年6月3日～25日に実施した市職員採用試験を受験していない方（同一区分でなければ受験可能）※詳細は必ず試験案内または市HPをご確認ください
- 募集人数** 各若干名 **採用予定日** 令和6年4月1日 **申込期間・方法** 8月10日(木)までに市HPから電子申請で
- 第1次試験日・会場** 9月1日(金)～17日(日)に全国のSPIテストセンターで受験  
または9月17日(日)に①～⑨苦小牧市役所、⑩消防本部で
- 試験科目** 総合適正検査SPI3

募集職種	受験資格
<b>■福祉の部</b>	
①事務職	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育法による高等学校以上を卒業した方(これらと同等の資格があると認められる方を含む)</li> <li>●昭和39年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方</li> <li>●社会福祉士の資格を有し、社会福祉事業を営む社会福祉法人または医療法人などにおいて1年以上の勤務経験がある方</li> </ul>
<b>■社会人の部</b>	
②技術職 (土木・建築・機械・電気)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育法による高等学校以上を卒業した方(これらと同等の資格があると認められる方を含む)</li> <li>●昭和39年4月2日以降に生まれた方</li> <li>●受験する職種区分に関連する職務経験(青年海外協力隊での従事経験も含む)がある方</li> </ul>
<b>■大学卒の部</b>	
③技術職 (土木・建築・機械・電気)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育法による大学以上(修業年限4年以上の専修学校で、高度専門士の称号を取得できる専門課程を含む)を卒業した方または令和6年3月に卒業見込みの方(これらと同等の資格があると認められる方を含む)</li> <li>●平成6年4月2日以降に生まれた方</li> <li>●受験する職種区分に関連する学科を専攻している方</li> </ul>
<b>■短大卒の部</b>	
④技術職 (土木・建築・機械・電気)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育法による短期大学(高等専門学校および専修学校【修業年限2年以上で、専門士の称号を取得できる専門課程に限る】を含む)を卒業した方または令和6年3月に卒業見込みの方(大学に2年以上在学して62単位以上を修得している方など、これらと同等の資格があると認められる方を含む。大学卒の部に該当する方は除く)</li> <li>●平成6年4月2日以降に生まれた方</li> <li>●受験する職種区分に関連する学科を専攻している方</li> </ul>
<b>■高校卒の部</b>	
⑤事務職	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育法による高等学校を卒業した方または令和6年3月に卒業見込みの方(これらと同等の資格があると認められる方を含む)</li> <li>●平成6年4月2日以降に生まれた方</li> </ul>
⑥技術職 (土木・建築・機械・電気)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育法による高等学校を卒業した方または令和6年3月に卒業見込みの方(これらと同等の資格があると認められる方を含む。大学卒および短大卒の部に該当する方は除く)</li> <li>●平成6年4月2日以降に生まれた方</li> <li>●受験する職種区分に関連する学科を専攻している方</li> </ul>
<b>■障がいのある方</b>	
⑦事務職	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育法による高等学校以上を卒業した方(これらと同等の資格があると認められる方を含む)</li> <li>●昭和39年4月2日以降に生まれた方</li> <li>●次の(1)～(3)のいずれかに該当する方           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳(1～6級)の交付を受けている方</li> <li>(2)都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳もしくは児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書の交付を受けている方</li> <li>(3)精神保健および精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けている方</li> </ul> </li> </ul>
<b>■資格・免許職の部</b>	
⑧保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育士の資格を有する方または令和6年3月31日までに取得見込みの方</li> <li>●平成6年4月2日以降に生まれた方</li> </ul>
⑨保健師	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健師の免許を有する方または令和6年3月31日までに取得見込みの方</li> <li>●昭和39年4月2日以降に生まれた方</li> </ul>
<b>■消防の部</b>	
⑩消防職	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育法による高等学校以上を卒業した方または令和6年3月に卒業見込みの方(これらと同等の資格があると認められる方を含む)</li> <li>●平成8年4月2日以降に生まれた方</li> <li>●採用後、市内に居住できる方 ※性別不問</li> </ul>